

China Tax Monthly (中国稅務月報)

2024年11月



中国納稅信用評價制度及びその運用について

中国の納稅信用評價制度は、主に中国政府が社会信用システムの構築を継続的に推進することを目的としている。稅務機關は、納稅者を過去の信用記録に基づいて管理するとともに、徴収側と納稅者側双方における業務の効率性と効果性を高め、かつ近年の実務を踏まえつつ、徐々に改善してきた。

2014年7月、稅務總局は「納稅信用管理弁法（試行）」を公布し、継続的に統一された納稅信用評價を開始することを示している。企業の納稅行為及びコンプライアンス状況に対する総合的な評価として、納稅信用評價は企業の稅務管理、市場競争力、資金調達力などの面において重要な役割を果たしている。

例えば、2019年に増値稅期末留保稅額還付制度が導入された後、多くの企業が増値稅期末留保稅額還付を申請することができた。一方で、申請要件の1つである「納稅信用評價がAランク又はBランクでなければならない」という要件を満たせずに、申請できなかった企業もある。一部の企業の経営者は、それまでなぜ低い納稅信用評價となっていたのかに注意を払わなかったため、実際に損失を被ることとなった。

上述のことから、本稿では、納稅信用評價の計算方法、評価結果が企業に与える影響、及び納稅信用評價の修復と再評価の3項目について詳しく解説し、かつ信用評價の過程において企業が注意すべき事項を提示する。

1 納稅信用評價制度の概要

納稅信用評價は、稅務機關が収集した納稅者信用情報に基づいて、「納稅信用管理弁法（試行）」「納稅信用評價に関する国家稅務總局の公告」（国家稅務總局公告2018年第8号）などの関連規定に従い、納稅者の一定期間内の納稅状況を評価したものである。

【図表 1：納税信用評価の適用範囲と評価時期及び評価方法】

<p>適用範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価の義務化の対象：すでに税務登記手続きを行い、生産、経営に従事し、帳簿検査徴収方式又は査定徴収弁法を適用する企業、個人独資企業及び個人パートナー企業 ● 下記に該当する場合、納税信用評価の対象外とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 税に関する違法行為の疑いで立件・調査査察され、まだ結審していない場合 2) 政府の監査部門、財政部門から法に基づいて税に関する違反行為を指摘され、税務機関が法に基づいて処理している段階であり、まだ解決していない場合 3) 税務行政不服申立てを申請し、行政訴訟を提起したが、まだ結審していない場合
<p>評価時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日まで ● 税務機関は毎年 4 月に前年度の納税信用評価結果を決定し、かつ納税者が自ら照会・検索ができるサービスを提供する
<p>評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度評価指標得点と直接判定方式を採用する ● 年度評価指標得点は減点方式を採用する。評価年度内に経常性指標（税務申告の記録など）と非経常性指標関連情報（納税評価や税務調査など）の両方を有する場合は、100 点から起算する。非経常性指標関連情報がない場合は 90 点から起算する ● 直接判定方式は、重大な信用失墜行為があった納税者に適用される

出所：各種資料より筆者作成

2 納税信用評価のランク及びよくある減点項目

納税信用評価は上から順に A、B、M、C、D の 5 ランクに分けられる。A ランクは年度評価指標得点が 90 点以上、B ランクは年度評価指標得点が 70 点以上 90 点未満、C ランクは年度評価指標得点が 40 点以上 70 点未満、D ランクは年度評価指標得点が 40 点未満又は直接判定の場合である。ただし、新設企業もしくは評価年度内に生産経營業務収入が発生しておらず、かつ年度評価指標得点が 70 点以上の企業は、直接判定により M ランクに分類される。

「納税信用評価指標と評価方式（試行）」は「納税信用管理弁法（試行）」に明記されている納税信用情報の範囲に応じて、納税者信用履歴情報、税務内部情報及び外部情報（外部参考情報と外部評価情報を含む）の 3 部分から構成されている。

年度評価指標得点は減点方式を採用している。法律法規の関連規定に従い、納税者の租税関連行為が誠実であるか否か、信用失墜行為が発生した場合の態度と程度に対して、異なった減点基準を設定している。罰金が科されている場合は、評価対象期間において納付すべき税金に対する追納すべき税金の割合を基に、減点される点数を計算する。

よく見受ける減点項目は、図表 2 の通りである。

【図表 2：納税信用評価における主な指標と減点基準】

評価指標	減点基準／直接判定
評価対象年度内に、正常でない原因により増徴税を 3 カ月連続あるいは累計 6 カ月でゼロ申告、又はマイナス申告している場合	A ランクに判定しない
納税者が税務機関に初めて納税申告を行った日から起算して 3 年未満の場合	A ランクに判定しない
規定された期限内に財務諸表を作成・提出していない場合（都度計算する）	3 点／回
規定された期限内に納税申告を行っていない場合（税目別に都度計算する）	5 点／回
規定された期限内に財務会計制度又は財務処理方法を記入・提出していない場合（都度計算する）	3 点／回
規定された期限内に源泉徴収を行っていない場合（税目別に都度計算する）	5 点／回
源泉徴収・徴収代行した税金を、規定通りに納付していない場合（都度計算する）	11 点／回
追徴税金が 1 万元未満で、かつその年の課税額の 1% 未満を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	1 点
追徴税金が 1 万元未満で、かつその年の課税額の 1% 以上を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	1 + (追納すべき税金／評価対象期間において納付すべき税金 × 100%) 点
追徴金が 1 万元以上で、かつその年の課税額の 1% 未満を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	3 点
追徴金が 1 万元以上で、かつその年の課税額の 1% 以上を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	3 + (追納すべき税金／評価対象期間において納付すべき税金 × 100%) 点
追徴課税がなく、関連行為に対する罰金が 2,000 元以下かつ納付済みの場合（都度計算する）	1 点／回
追徴課税がなく、関連行為に対する罰金が 2,000 元を超えかつ納付済みの場合（都度計算する）	3 点／回
納税回避、追納回避、輸出還付金の詐取、増徴税専用発票の偽造発行などの行為があり、犯罪を構成する場合。国の輸出還付税金を詐取したことで、輸出税金還付（免除）資格の停止期限が満了していない場合。暴	直接 D ランクに判定する

力、脅迫の手段で税金の納付を拒否したり、税務機関が法に従って税務査察を実施することを拒否・妨害する場合	
脱税行為があり、犯罪を構成していないものの、脱税（税金逃れ）金額が10万元以上で、かつその年の各税目における課税総額の10%以上を占め、すでに税金、延滞金及び罰金を納付した場合	直接 D ランクに判定する
納税回避、追納回避、輸出還付金の詐取、増値税専用発票の偽造発行などの違法行為があるが、犯罪を構成しておらず、すでに税金、延滞金及び罰金を納付した場合	直接 D ランクに判定する

出所：各種資料より筆者作成

3 納税信用評価が納税者に与える影響

(1) A ランクとされた納税者は、納税信用評価において最上級となる。税務機関は、納税信用評価が A ランクの納税者に対して下記の奨励措置を実施する。

- a. 年度 A ランク納税者リストを対外的に公表する。
- b. 一般納税者は一度に 3 カ月分の増値税発票を受領することができ、増値税発票の調整をする必要がある場合は即時に手続きを行うことができる。
- c. 普通発票は必要に応じて受領・使用することができる。
- d. 3 年連続で A ランクに評価されている（3 連 A と略称される）納税者は、上記の措置を適用できるほか、税務機関が提供する特別優先窓口を通じて、専任担当者のサポートを受けることができる。
- e. 条件に合致する A ランクの納税者は、増値税期末留保税額還付制度を適用することができる。
- f. 条件に合致する A ランクの納税者は、1 類又は 2 類輸出企業として評価され、輸出税金還付制度の迅速な処理を適用することができる。
- g. 税務機関と関連部門が実施する共同奨励措置、及び現地の実情に合わせて実行しているその他の奨励措置が適用される。

(2) 納税信用評価が B ランクの納税者に対して、税務機関は通常の実施する。租税徴収制度及び管理規定に関する指導を適時に行い、信用評価状態の変化に応じて、上記 A ランクの納税者奨励措置を選択的に提供する。

(3) 納税信用評価が M ランクの納税者に対して、税務機関は通常の実施する。適時に租税徴収制度と管理規定に関する指導を納税者に提供する。

(4) 納税信用評価が C ランクの納税者に対して、税務機関は法に則って厳格に管理する。信用評価状態の変化に応じて、下記 D ランクの納税者の管理措置を選択的に実施する。

(5) D ランクの納税者は、納税信用評価で最下級である。税務機関によって下記の懲戒措置が実施される。

- a. D ランクの納税者及びその直接責任者リストを公表する。直接責任者を登録登記し、経営責任を負うその他の

納税者の納税信用を直接判定により D ランクと評価する。

- b. 増値税専用発票の受領・使用は、指導期間の一般納税者制度に照らして処理する。普通発票の受領・使用については、旧版の提出後に検証ののち新版を提供し、厳格な数量制限を設けて提供する。
- c. 輸出企業の場合は、輸出税金還付管理分類を、直接判定により信用度が最も低い第 4 類に定める。「輸出税金還付（免除）企業分類管理弁法」における、第 4 類に分類された輸出企業に対する税金還付申請審査管理の規定に従い、厳格な審査を経て輸出税金還付を行う。
- d. 納税評価の周期を短縮し、提出された各種資料を厳格に審査する。
- e. 重点監視対象とし、監督検査の頻度を高める。租税徴収の違法・規定違反行為を発見した場合、定められた処罰のうち最も軽い基準は適用されない。
- f. 納税信用評価の結果を関連部門に通報し、法律法規などの関連規定に従い、経営、投融資、政府提供の土地の取得、輸出入、出入国、新会社登録、プロジェクト入札、政府調達、安全許可、生産許可、就業・就職資格、資質審査などの分野において制限又は禁止を課す。
- g. 直接判定により D ランクと評価された納税者について、D ランクの評価は 2 年間保留され、3 年目の納税信用評価は A ランクとならない。
- h. 税務機関と関連部門が実施する共同懲戒措置、及び法に則って実行しているその他の管理措置を厳格に運用する。
- i. 査察ランダムチェック対象異常リストに記載する。
- j. 資源総合利用プロジェクトにおける増値税即時徴収・即時還付制度の適用を申請してはならない。
- k. インターネット申請方式を利用した増値税発票の受領を選択してはならない。
- l. 障がい者を雇用する納税者、及び特別支援教育学校を運営する企業に対して、限度付増値税即時徴収・即時還付弁法を適用してはならない。
- m. 登録抹消の際、「承諾制度」を採用した略式手続きを申請してはならない。
- n. 増値税期末留保税額還付を申請することができない。
- o. 「税務局・銀行連携」ローンを申請してはならない。

4 納税信用評価の修復及び再評価

企業は納税信用評価が格下げになっても、修復や再評価体制を通じて信用状況を改善するチャンスがある。税務機関は企業にさまざまな信用修復チャネルを提供しており、企業が積極的に是正するように推奨している。

(1) 納税信用の再評価

企業が年度納税信用評価の結果に不服がある場合、税務機関に再評価を申請することができる。企業は、評価期間における納税行為が、関連規定に合致することを証明するための資料を提出する必要がある。税務機関は企業から提出された資料を審査し、現地調査又は更なる検証業務を行う可能性がある。再評価した結果、企業の納税行為に誤りがないことが証明された場合、納税信用評価を調整する可能性がある。再評価体制は、企業に誤った納税信用評価を修正する機会を提供し、税務評価の公平性と透明性を確保している。

(2) 納税信用の修復

「納税信用修復の関連事項に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2019 年第 37 号）と「納税信用評価と修復の関連事項に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2021 年第 31 号）の規定によると、2020 年 1 月 1 日から、多発しているものの状況が軽微であるか、又は重大な社会的影響を及ぼさない納税信用失墜行為に対して、修復の条件及び基準を明確にした。各納税信用評価の納税者が関連要件に該当する場合、納税信用修復申請を提出し、自らの信用損失を適時に修復することができる。

納税信用修復の前提は、納税者が評価結果に対して異議がないことである。異議がある場合、納税信用再評価を行ってから納税信用修復を申請する必要がある。

また、納税信用管理の対象となる納税者は、納税申告、納税、資料届出などの事項を法定期限内に行っていない場合、事後に関連手続きを行った場合、定められた期限内に主管税務機関に納税信用修復を申請することができる。

- ・信用失墜行為がすでに納税信用評価に含まれている場合、税務機関が信用失墜行為を記録した年度の翌年末までに、主管税務機関に納税信用修復申請を提出することができる。税務機関は「納税信用修復範囲及び基準」に基づいて当該納税信用評価指標得点を調整し、納税者の納税信用評価を再評価する。
- ・信用失墜行為がまだ納税信用評価に含まれていない場合、納税者は納税信用修復申請を提出する必要がない。税務機関は「納税信用修復範囲及び基準」に基づいて当該納税信用評価指標得点を調整し、納税信用評価を行う。

修復指標の調整は、対応する減点及び直接判定指標に対応する。修復した後に納税信用評価の調整が行われる場合、税務機関は評価結果の調整状況を記録する。納税信用修復を完了した後、納税者には修復した後の納税信用評価に基づき、対応する租税制度及び管理サービス措置が適用される。すでに適用した租税制度、及び管理サービス措置に対する遡及修正は行われず。なお、納税者が信用修復の承諾を履行せずに、虚偽の資料提出により納税信用修復を申請したことが税務機関に発見された場合、確認後すでに完了した納税信用修復を撤回し、1 回につき 5 点を納税信用年度評価から減点する。

まとめ

上記の通り、納税信用管理とは、税務機関による納税者の納税信用情報に対する収集・評価・確定・公布及び応用などの活動をいう。関連規定に従い、納税信用評価は年度評価指標得点と直接判定方式を適用し、納税信用評価は A、B、M、C、D の 5 つのランクに分類される。納税信用評価結果は毎年 4 月に決定かつ公布され、納税者はそれまでに納税信用再評価又は納税信用修復を申請することができる。納税信用評価が納税者に与える影響には、インセンティブ措置又は懲戒処分の適用が含まれ、実務上、各地の税務局の判断による部分もある。

企業経営陣は、適時に自社の納税信用評価の状態を理解することが求められる。仮に失点、格下げの状況がある場合、具体的な原因を究明し、今後への影響を適時に確認した上で、具体的な改善及び是正措置を講じるよう推

奨める。実際に影響を受ける評価結果に対して、早急にその原因及びその改善状況について主管税務機関と報告・協議し、納税信用評価の早期回復、損失の低減に取り組まなければならない。とりわけ最近増加している税務調査、自己調査、指導に関するケースに合わせて、企業は納税信用修正申告などを考慮するとともに、納税信用評価への影響にも注目し、それを税務機関に確認する必要がある。

総じて、企業に対する納税信用評価は、中国政府の社会信用システムにおける重要な管理手段である。税関、外貨管理などの信用評価とともに、外資系企業を含めた納税者の生産経営に実質的な影響を与えるため、企業及びグループの経営陣は十分に理解・重視する必要がある。

(MUFG BK 中国月報 2024 年 11 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Hong Kong (SAR).

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.